

Title	『政事要略』所引の白氏文集について
Sub Title	On "Hakushi Bunshu" 白氏文集 in reference to "Seijijoryaku" 政事要略
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1973
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.45, No.4 (1973. 10) ,p.1(361)- 42(402)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19731000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『政事要略』所引の白氏文集について

太 田 次 男

平安時代以来、白氏文集が、わが国の文芸の世界を始めとして、思想、宗教など、極めて多方面に影響を及ぼしたことは周知の通りである。

中国では当然のことながら、白居易は文人である一方、本来は官僚として活躍し、その間に草した政治時務上の文は「中書制誥」「翰林制誥」「奏状」「策林」と類別に纏められ、その殆んどすべてが白氏文集に収められている。その数は、現存本七十一巻のうち、その二十巻を占めている。

平安時代に、白氏文集は七十巻と見做されていた。とすれば、当然、単にその詩のみではなく、政治実務関係の文を収める巻も、既に充分知られていた筈である。但し、当該巻の平安時代鈔本は、現在迄のところ、見出されていない。

また、その官僚としての活動に力点を置いたような資料についても、中国に於ては、彼の在世中から、既に、この種の文が科挙に応ずる者の必須の参考書として、尊重され⁽¹⁾たらしいが、現存資料からみれば、わが国では、そういう形跡も、極めて稀に認められるに過ぎない。

官僚白居易の姿勢をその文を通して窺えば、特に、壮年までのものには、為政者の心胆を寒からしめる直言も多く、それが一因となって、流謫されることも一再ならみられる。詩経以来の伝統に根ざし、中国では、元来政治と詩とは一体

をなすが、白居易の場合も、政治理想の詩的表現を「諷諭」に見出し、自作の中、その類の詩に最も高い価値を認めた。たゞ、平易な言葉や表現を愛し、人々のよりよき理解を求めてか、その「諷諭」にしても、これを美的ヴェールに包んで、その鋭鋒を和らげる手法を屢々としたので、内在する真精神よりも、寧ろ、外的美辞が人目を惹き易く、一般にも喜ばれる傾向が強かった。

「新楽府」「長恨歌」などはこれに該当し、白詩受容の主流と見做され易いが、白氏文集受容史の全体的展開の中で、この類が果して如何程に評価されるべきか、実は、それ程簡単な問題ではない。平安時代の資料からみれば、少くとも男子にとつては、これらの篇は初学者向のものといえる。⁽²⁾

平安時代の文人にとって、この「諷諭」詩をその真精神のまゝ受け容れ、更に、これを詩作の上に継承、発展させるには、その社会的地盤の相違などもあって、特に撰関期以降では、かなり困難な事情が存したに相違ない。従つて、「諷諭」を含む作品も絶無というわけではないが、彼等は、これには余り触れずに、禪や老莊思想を交えた白氏自身の精神生活を述べた詩や、官僚として屢々味う哀歎などを含む詩に、特に深い共感を示した。

わが国の白氏文集受容に関しては、これ迄、その文学作品を中心に考察が進められてきた。しかし、関係資料に乏しいからとて、例えば、官僚白居易の活動の一面が全く無視されていたと、遽に断定することは出来ない。広い分野に与えた影響に関して、その跡を留めた資料を求める余地は、猶、残されている筈である。

今回、利光三津夫氏の示教に拠り、白氏文集の引用を知り、ここに取り上げる『政事要略』は、明法家として著名な惟宗允亮が法曹考勘の便に資せんがために、法家に必要な資料を集録したものであり、前述、白氏文集に収められている政治・法律上の文も引かれている。⁽³⁾ 文集のこの種の引用は比較的稀な例であり、引用例は多くはないが、この事は、明法家の間に、白氏文集の影響のある事を確実に知らしめるものである。

更に、白氏文集引用に関連して、『政事要略』の本文として、こゝで使用する比較的信頼出来る筈の『新訂国史大系』本について、特にその漢籍引用個所に対する本文の扱い方に、若干疑問を提出し、引用白氏文集本文の改訂を試みる。

『政事要略』に於ける白氏文集所引個所を、国史大系本の頭註校記で検すれば、当然のことながら、校合に白氏文集も使用され、何本と明記はされていないが、その本文は、明万曆三十四年（1606）馬元調校刊本であることは明瞭である。後に触れるが、長保四年（1002）に編纂が終了したと見做される『政事要略』に引かれる白氏文集本文に対して、明刊本のそれにより、本文上の改補が加えられているわけである。新訂増補版国史大系の校訂作業が行われた当時の、白氏文集本文校勘の実情からすれば、この事は止むを得ないことではあろうが、現在では、更に良質の本文をも新しく加えて、白氏文集引用個所全体に亘り、再検討が必要である。

尚、これと同様のことは、『政事要略』の漢籍引用の他の個所をも含めて、特に、平安・鎌倉時代頃迄に撰せられた、漢籍を多く引く類の本の校訂に当って、常に起り得る問題である。その際、引用漢籍の校訂に使用する本文は、余程吟味しないと、わが国に早く伝来し、折角、原本に近い良質の本文が保存せられ、それが引用されているのに、それより遙かに質の劣る本文の方に従って、原本が、寧ろ、改悪される危険が存するのである。

何れにせよ、この種引用漢籍本文の中には、これにより、日中両国に現存する本文を寧ろ正しこそすれ、逆に改められることのあり得ない程の、良質の本文も含まれていることは、常に、銘記されねばならない。

以上、『政事要略』所引の白氏文集に関して、先ず、受容史上の一資料として検討を加え、次で、十一世紀初頭に存する白氏文集本文として、その系統や価値を明かにし、最後に、国史大系本に於ける改補を、或いは再確認し、或いはそれに若干補訂を加えて、その本文の曾ての姿に復原して提供しようとする。

註

(1) 「親友間説、礼吏部举進人、多以僕私試賦判為準的」(旧

唐書卷一六六・白居易伝)。尚、末尾補注(1)参照。

(2) 「保延六年四月廿日授三男敦真了抑改敦經此書一部給敦真了蓋

是慣白家之詩情為継文道於儒業而已(藤原茂明)李部少卿」(文集卷

三神田喜一郎氏蔵本裏書)

「秦中吟。琵琶引。令書写之後早可返給。竹馬之比所点。

狼籍也。有恥于外人之所見。」(『雲州消息』中)

などはこれを示している。とすれば、これらの篇の盛行に対して、常に一程の限定を加える必要が存する。

(3) 『政事要略』に白氏文集を引くことについては、既に、尾崎雅嘉『羣書一覽』(享和元年序刊)二有職類所収「政事要略」の項で指摘されている。

『政事要略』所引の白氏文集について、先ず、引用個所の巻次順に、説明を加える(本文は最後の項に於て、新しく校訂を加えたものを掲げる)。

〔卷六十・交替雜事廿(損不堪佃田事)〕

(卷四五・策林一八 2035)
〔文集策林 弁水旱之灾 明存救之術 一箇所省略あり。〕

『政事要略』卷六十は五項に分れ、「損不堪佃田事」はその第一に当り、水旱蟲霜等の害を蒙った佃田に対する、調庸の減額等に関する具体的処理方法が挙げられている。

「弘民格云：」「民部式云：」の次に、

賦役令云。田有_ニ水旱蟲霜不熟之處。国司檢_レ実。具録申_レ官(下略)

を挙げて、具体的数字による処理方法が示され、尊経閣文庫蔵鎌倉中期写本に拠れば、更に、一格下げて「釈云」の文を附して、これを更に詳細に補足し、その後、同じく一格下げて、この「策林」の一文が収められている。この文は、そ

れ以前の諸文と異なり、具体的内容上の補足の文ではなく、

臣聞。水旱之災。有_レ小有_レ大。々者由_レ運。小者由_レ人。由_レ人者由_レ君上之失_レ道。其災可_レ得而移_レ也。由_レ運者由_レ陰陽之定数。其災不可_レ得而遷。然則小大本末。臣粗知_レ之（下略）

によっても示される如く、寧ろ、為政者の心構えに資することに重点が置かれている。

(二) 文集樂府上諷諭雜言 捕蝗 刺長吏也 全文

これは同卷、前項に続くものであり、先ず、

戸婚律云。部内有_二旱澇霜雹蟲蝗為_レ害之処。主司必_レ言而不_レ言。及妄言者杖七十。覆檢不_レ以_レ實者与同罪（下略）

という条文があり、前記尊経閣本では、一格下げて「釈云」に於て、多数の害虫名が音義注と共に列挙され、これに続いて、一格上げて、「補蝗」の詩が挙げられ、その補注の意味で、次に、二格下げて「唐曆_{第四太}」が引かれ、略々同内容の史実が附加されている。

この白詩も、無論、蟲害に対する具体的対策ではなく、蝗害に対する態度を通じて示される、唐太宗の政治理想乃至政治に対する基本的態度が示されている。

〔卷六十一・糺彈雜事（檢非違使事）〕

(三) 白氏文集策林 論刑法之弊（卷四八・策林五六 2073） 途中、四個所、及び末尾に省略個所あり。

『政事要略』卷六十一糺彈雜事一は、すべて、檢非違使に関する規定を収める。具体的法令が詳細に挙げられた後、最後に『貞觀政要』『白氏文集策林』『日本紀』『十七条憲法』より、何れも、為政者の心構えに関する文が並び、

（貞觀政要）
但選_二公直良善人_一若断獄允当者。増_レ秩賜_レ金。即奸偽自息。詔從_レ之
（日本紀・繼体天皇廿四年詔）
能官之事。自_レ古為_レ難。爰暨_二朕身_一豈不_レ慎歟

『政事要略』所引の白氏文集について

(十七条憲法)
七日。人各有任。掌宜_レ不_レ濫。其賢哲任_レ官。頌音則起。奸者有_レ官。禍乱則繁(下略)

などと、略々共通して、良吏任用の重要性が強調されている。つまり、こゝでは、白氏策林の文が、『貞観政要』や『十
七条憲法』に対するのと同じ観点から引用されていることが知られる。

策林文引用の直後に、一格下げて、

白居易伝(白氏文集本文ではない。本文は後に挙げる)が引かれる。

(卷六一 295)
(四)文集七秩 第一蘇州禅院白氏文集記 全文

が引かれる。

この「白氏文集記」の少し後に、『十七条憲法』が引かれ、それに続いて、『聖徳太子伝(聖徳太子伝暦本文と同じ)』及び、『大唐国衡州衡山道場釈思禅師七代記』が、憲法撰者に関する伝記として引かれているので、(1)白氏伝二種の引用も、同様な趣旨に拠るものとみてよからう。

「白氏文集記」に続いて、

文集鑿誠触_レ類載_レ之。仍抄_ニ其伝。兼載_ニ此説。

とあるのは、伝記抄出の理由を示すと共に、文集を引用することの、更には、白氏文集そのものに対する、撰者の受容の仕方の一端が述べられていて貴重である。と同時に、この記述からすれば、『政事要略』佚逸の巻にも、更に多くの、文集よりの引用を推測せしめるに足るものである。

この巻六十一「蘇州禅院白氏文集記」は、文集金沢文庫本もこの巻を欠き、また、後に述べるが、『管見抄』も全文を抄出せず、一篇が全文存するものとしては、管見では、最も古い本文であり、その意味で、極めて貴重な引用文である。

その一節に、

願以今生世俗文字放言綺語之因。転為将来世世讚仏乗転法輪之縁也

とあるのは、同じく卷七十「香山寺白氏洛中集記」の、

(願) 以今生世俗文字之業。狂言綺語之過。転為将来世々讚仏乗之因。転法輪之縁也

に頗る類似するが、前者では「放言綺語」とあるのが、後者では「狂言綺語」となり、この句は『和漢朗詠集』にも収められ、わが国で、広く親しまれたことは周知の通りである。(2)

管見抄は、前者の、この「放言」を「狂言」に作るの(恐らくは誤写)、「放言綺語」に作る本文としては、わが国に残る最も古い、稀な例であるといえる。

そして、『政事要略』のこの卷の卷末には、撰者の檢非違使に対する意見が述べられているが、当時、撰者自からもこの職に在った。その中に、

選ニ公直良善之人。以ニ法学決疑之者。可レ為ニ檢非違使。能官之事。自古為レ難。聖朝之政。在レ今可レ驗而已
とあるのをみれば、白氏文集策林をも含めて、諸書よりの引用の意味も、理解することが出来よう。それは、法家に対する一般的な教誡であると共に、多分に自戒の意味も含まれていたものと思われる。

〔卷八十一・糺彈雜事(斷罪事下)〕

(卷四八・策林五五 307c)
白氏文集策林 止獄措刑 在宣而教之 省略個所多し。

『政事要略』卷八十は欠卷であるが、卷八十一が「斷罪事下」とあるので、原は「斷罪」が少くとも二卷以上に亘っていたのであろう。卷八十一は、全卷法令等具体的規定が挙げられ、その最後に、金光明經の偈と共に、白氏文集策林より一文が引かれている。尤もその前十五行が空白(国史大系本)であるので、或いは、こゝに、更に同趣旨の文が挙げられていたかも知れない(内閣文庫蔵紅葉山本には、この個所に「此次落丁」と書入れがある)。

金光明経の偈は、

是故汝人王 亡身弘正法

で結ばれ、次で、最後に、策林の文を据えて、この巻八十一は終るが、歴大な「断罪」関係資料集成の結びが「止獄措刑」であり、

人苟富則教斯興矣。罪苟寡則刑斯省矣。是以財産不均。貧富相併。雖堯舜為主。不能息忿争而省刑獄也。ということの主眼とする、この白氏策林の文の引用は、明法家たる撰者にとって、恐らくは、深い同感の意を表したものと見做すことが出来よう。

〔巻九十五・至要雜事（学校事下）〕

(六)白氏文集判(卷四九・判200)得下乙与了。俱応_ニ拔萃。乙則_レ趁_レ時以求_レ名。丁則_レ勤_レ学而待_レ命。二人互有_ニ相非。未_レ知_ニ孰是。全文

『政事要略』巻九十五は「学校事下」であるので、この「学校事」は前項と同じく、少くとも二巻以上に亘っていた筈である（現存本は巻八五―九四迄欠）。この巻には、陰陽、典藥、療病に関する学校関係諸規定が集められ、巻末近くに、「吉備大臣私教類聚」を始め、『御覽』『顔氏家訓』『書齋記』『詰眼文』『老閑行』『封事十二条』（請加給大学生徒食新事）等の文と共に、白氏の「判」も収められている。これらの引用文数ヶ所に註記が加えられ、

為_レ勸_ニ学者_一載_ニ此文_一耳（吉備大臣）

件封事学館之風可_レ知。学者之志可_レ見（封事）

などをみれば、白氏の「判」についての撰者の意嚮、従って、こゝに引用された趣旨も、自から知られよう。この内容は「趁_レ時以求_レ名」と「勤_レ学而待_レ命」との、二つの態度を比較したものである。

『政事要略』現存巻に引かれる白氏文集は以上の通りである。

この白氏文集よりの引用文に対し、前述の如く、撰者は「鑒誠」という言葉を使用しているが、これを撰者の、明法家としての立場から、更に具体的に補足していえば、

余業学ニ章条。職居ニ廷尉。叨以ニ愚昧之質。恐レ乖ニ糺彈之方。仍為ニ^(タマ)忽忘。聊抄ニ管見。即載ニ王法論之教。更為ニ弄法舞文之誠。願依ニ^(タマ)積尊取勝之理。令下ニ^(タマ)結獄吏ニ生申之善縁。〔卷八十一・糺彈雜事（断罪）、白氏策林「止獄措刑」の前〕
ということになる。

『政事要略』現存巻に関する限りでは、文集のうち、「策林」からの引用が目立つので、白氏によるこの策林の成立過程を検すれば、巻四十五「策林序」に（引用文及び訓点は「管見抄」に拠る。この本に関しては更に後述する。送仮名のうち、平仮名はヲコト点の翻記）

元和初、予罷ニ校書郎。与ニ元微之。将応ニ制挙。退居於上都華陽道觀。閉戸累月、揣摩当代之事。構ニ成策目、七十五門。及ニ^(タマ)微之登ニ首科。予次焉。凡所ニ^(タマ)応対者、百不^(タマ)用。一、二、其餘自以精力所^(タマ)致、不能^(タマ)弃損。次而集之、分^(タマ)為四卷、
因命曰策林、云爾。（白氏文集巻四五 2013）

とある。これは、元和元年（806）、三十五歳の時、親友元稹と共同して作られたものである。

白氏は貞永十六年（800）、二十九歳で進士及第、次いで、同十九年に、拔萃科に登り、祕書省校書郎に任ぜられた。元和元年にこれを罷め、序文にある通り、更に上に試みるべく準備し、同四月、才識兼茂明於体用科に入り、次で、塾屋尉に任ぜられた。白氏の政治活動が目立つようになるのは、元和三年、三十七歳で左拾遺に任ぜられた以後のことである。

従って、策林七十五篇には、政治の実験的体験の比較的乏しい、謂わば青年期の書生論的色彩がみられ、それ故に、政治的理想主義が貫かれているともいえよう。これを作詩でいえば、「諷諭詩」が最も喜ばれ、多作された段階に^(タマ)応ずる。或る意味では、それなるが故に『政事要略』撰者のいう「王法論之教」に最も相応しい内容であるともいえる。「策林」が

具体的方策としてではなく、主として為政者側の心構えとして、『政事要略』撰者により尊重されている如くみえるのは、蓋し当然といえよう。

平安時代に於て、白氏文集に「鑿誠」を求めた者は、無論外にも存したであろうが、これを明かに表示した例は、必ずしも多いとはいえない。この『政事要略』の記述の外に、これは既に、別に述べたことがあるが、『小右記』にも、略々同様の趣旨を見出すことが出来る。

用例に関しては、前稿と重複するが、『政事要略』の場合と比較のためにこれを挙げれば、『小右記』寛仁二年六月廿日条に、

(卷一・雜興詩三首ノ三 0080)
文集雜興詩云、小人知所好、懷宝四方来、姦邪得籍手、從此幸門開

古賢遺言、仰以可信、当時大閻徳如帝王、世之興亡只在我心、与呉王其志相同

道長の土御門第政築に当り、重任を求めて、受領層の人々が続々とこれに応じ、特に伊与守源頼光の献納品は驚くばかりであった。この事に対する実資の感慨が述べられ、道長及び時代の風潮を批判した。

また、同じく、同年六月二十六日条にも、

家子達令曳大石、夫或五百人、或三四百人、法間京中往還不静、追執令曳、不示堪、男女乱入下人宅、放取戸并支木、

屋庄木、敷板等、以敷板戸等敷石下、為転斫、日来東西南北曳石之愁、京内取煩、愁苦無極、又止養田之水、強墮入

家中、嗟呼々々、不念稻苗死歟、可詠文集雜興詩、尤為鑿誠

(同 0080)
古称国之宝、穀米与賢才、今看君王眼、視之如塵灰、伍員諫已死、浮屍去不廻、姑蘇台下草、麋鹿暗生麋

上東門第造営の有様を述べたもので、これも道長を批判している。

また、寛仁元年七月二十八日条に、

近日山城丹波蝗虫成災、万人愁苦、古人云、以政駟蝗、所謂善政、近代以何術得駟追哉

引用書名は挙げていないが、白氏文集卷三捕蝗⁽⁰¹³⁶⁾「我聞、古之良吏有善政、以政駟蝗、々出境」をふまえている。などの文集引用例がみられる。

ここで、実資が白居易を「古賢」と称し、また、白氏文集を「尤為鑒誠」と見做した点が注目され、特に、前述の如く、「鑒誠」は『政事要略』でも使用された言葉であり、この言葉の背後に、共通した白氏文集観が存する如く思われる。

近時の研究によれば、⁽⁵⁾『政事要略』は、⁽¹⁰⁰³⁾「長保四年十一月五日世事要略部類畢事」(東山御文庫蔵小記目録(小右記の目録))の時を以てその編纂終了時と見做され、また「小野宮殿政事要略」(『大正新脩大藏經』圖像第十一所収『香要抄』石山寺本、一〇六頁上)とあるところから、撰者惟宗允亮と、藤原実資との密接な関係が指摘され、更に、その曾孫顕実の家にこの本が相伝され、しかも「為」一本書、「不在他家」(『中右記』)といわれていたことが明かとなった。

成立時期に関するこの見解に従えば、前記『小右記』の白氏文集よりの引用文は、すべて『政事要略』成立以後のことであり、両書に同じく「捕蝗」が引かれ、更に、密接な関係にある兩人が、共に、「鑒誠」という同じ言葉を使用していることからすれば、『小右記』の白氏文集引用、そして、諷諭詩に対する態度は、或いは『政事要略』の影響によるものと見做すことも可能であろう。

最後に、これは白氏文集に収められた文ではないが、前掲『政事要略』卷六十一所引「白居易伝」にも触れる。

先ず、その全文を引く。「本文は国史大系本に拠り、これに、二の註(1)でも触れる如く、平松本・藤波本・陽明本(略称は凡例参照)に施された朱筆ヲコト点、訓点、句読点、連読符を移した。平仮名はヲコト点の翻記。尚、ヲコト点のうち、明瞭を欠く個所は除いた。」

白居易伝云白居易字樂天太原人也。或言其先、秦將武安君白起後也。父欽通建三云兼解文章滕一妾、梁氏女、合番之

『政事要略』所引の白氏文集について

後、未幾有娠。先是、梁氏夢与一大夫、対語、親昵共翫筆墨。語曰、我是、天帝之孫也感渠神慧来作配正。今降文星擬為児息。梁氏、既而懷孕。静居一室心、執端直。十一月間、披経閲伝。誕生之時忽聞鐘鼓之樂。從天降来。鏗鏘之響徹於屋宇。如是之事、孔是奇詭太曆四年歲也。

次辛亥春二月十七日生于新昌坊舍。然則、准抛奇異之非一故名白居易而字樂天也樂天未言試指之二字。能不誤語六歳識声韻。十五賦。二十七举進士。拔萃甲科。会昌五年歲次乙丑冬十月十五日卒。于時年七十五生太曆卒会昌。天子遣中使擇取二百餘帖策子。皆是諸子百家秘要抄注也。就中有樂天藁草詩書等未出世者也言天下之事得失分明矣。羅於紅牋之中點於青簡之上或曰古則宝応菩薩下他世間号曰伏犧吉祥菩薩為女媧。中葉則摩訶迦葉為老子儒童菩薩為孔丘。今時文殊師利菩薩為樂天。又曰歲星為曼倩。文曲星為樂天焉。

- 註 (政事要略諸本については、凡例参照) (1) 集本、「日」に作る。 (2) 集本等「逮」に作る。陵本・河村本「逮」を「建」に改む。内閣紅葉山本「建」を「達」に作る。 (3) 大系本校注、「云」を「公」に、集本校注、「伝」に作る。 (4) 集本校注、「大」を「丈」に作る。 (5) 集本、「閱」を「聞」に誤る。 (6) 集本校注及び内閣紅葉山本・同二本、「太」を「大」に作る。 (7) 大系本校注の一本、その他の数本に、「也」なし。又、大系本「此下恐有闕脱」と注す。 (8) □の個所(右虫クイ)と注する本多し。陵本、この注を朱書「能」に訂正。 (9) □の個所、数本虫損の形を摸す。文字の痕跡あるも、解し得ず。 (10) 集本校注、藤波本・内閣紅葉山本・同二本「太」を「大」に作る。 (11) 集本校注、「古」を「右」に作る。 (12) 集本・藤波本・平松本・陽明本・河村本・陵本「他」に作る。大系本、「池」に作るを、いま「他」に改む。 (13) 集本「孺」を「孺」に作り、同校注「孺」に作る。

川口久雄氏は、白氏の伝記に關して、

(本朝)麗藻撰者の積善の「夢中同謁白太保・元相公」の七律に、

二公身化早為塵 家集相伝属後人 清句既看同是玉 高情不識又何神白太保伝云、太保者是文曲星、而相公未見其所伝矣 風聞在昔紅顔日余少年時、先

人対余以常談、元白之故事 鶴望如今白首辰 客鬢宛然俱入夢 漢都月下水煙浜

とあり、夢に白居易・元稹げんじんにあったとみて「高き情をば識らざるもまた何なる神たましいならん」といい「白太保伝」なる書

物を引用して、白居易が文曲星の神だといい、成實堂文庫蔵鎌倉期古鈔本作文大体の巻頭にある源通親の久我水亭の

記文金沢大学法文学部論集文学部第一二九四九九年所収拙稿参照「少年読白樂天之伝、其身為文曲星之化」とある。ここにいう「白樂天之伝」はは

たして白太保伝と同じものかどうか明かでないが、太平広記あたりにも出てきそうな伝説でふくらんだ伝記らしい。

入矢教授に伺ってもそういうものは今のところ中国にもないといわれる。(中略)「白太保伝」というものの存否は詳

らかでないが、あるいは唐末五代ごろに民間伝承によって膨れ上った白樂天説話を含む何らか一種の伝奇のごときで

あろうか。「平安朝日本漢文学史の研究」(合冊・六五四―五頁)

と述べられた。

この中、「白太保伝」については、依然として詳かではないが、通親のいう「白樂天之伝」とは、或いはこの『政事要略』所引の伝と同一のものであったかも知れない。

但し、承安二年(1172)成立の『白氏新樂府略意』(6)巻上に、

別伝曰。其母懷任身心安樂也。故云居易。同伝曰。文曲星降為居易。

尚、「台記」巻三・康治二、九、廿九条所収修学書目の中に、「新樂府」二巻の外、「居易別伝」一巻首付「保延六年」とある。

をみれば、この種白氏の伝記類が、平安時代には何種か存していたことが知られる。

文曲星(成實堂文庫蔵秘府略にも引く)の外に、この伝にみえる白樂天文殊化身説は、平安末期の「文殊の化身」(『今鏡』)

から、鎌倉時代の「樂天者文殊之化身也」(慈円・拾玉集第二冊「詠百首和歌」末尾)や、「樂天又文殊の化身なればいかゞ信

ぜざらん」(『十訓抄』第七)などと、同類の文は屢々みられ、この伝の影響は広く及んでいる。何れにせよ、『政事要略』所引の「白居易伝」は、日中兩國に於て、これまでの処、存否の明かでない貴重な資料であるといえる。⁽⁷⁾

註

(1) 撰者は聖德太子に対し、深い尊敬の念を懐いていたらしく、武田長兵衛氏蔵聖德太子伝曆元徳三年写本の本奥書(上末)に以寛弘五年九月一・二・三日、河内守令宗允亮於館、為清義・幡慶・光遍三僧讀此伝、外点事也(下略)とある。

(2) 但し、朗詠集の本文の中にも、「放言」に作る古鈔本が存する。

関戸家所蔵伝藤原行成筆本・御物伝藤原公任筆卷子本

(3) 拙稿「白氏諷諭詩考」平安時代の受容をめぐって(『芸文研究』二七号)

(4) 平安時代に於て、文集に対し「鑿誠」という表現を使つて、その価値を認めた例は、管見ではこの二例があるに過ぎない。鎌倉時代になると、内容上「鑿誠」に類する扱い方の引用は多く認められるが、この言葉を使用した例としては、尊経閣文庫蔵条々(外題、「平政連諫草」)(徳治三年、平政連より長崎左衛門への諫書)の「白氏文集曰驪宮高美三重^{シシゴトヲ}惜^シ人財力^ヲ、牡丹芳美天子憂^ハ農^ヲ、共制一人之御幸^ニ、豈^ニ非^ズ万代之鑿誠^ニ」にみられる。

(5) 太田晶二郎氏「『政事要略』補考」(新訂『国史大系』月報6増補)

所収)。尚、『国史大系書目解題』(上)所収、虎尾俊哉氏の政事要略解説もこれに言及している。

(6) 拙稿「釈信救とその著作について」附・白氏新樂府二種の翻印(『斯道文庫論集』第五輯)所収、醍醐寺蔵白氏新樂府略意二卷(南北朝室町初問)写本一冊、上巻に引用。

(7) 当時、既に『聖德太子伝曆』は成立しており、その一部は『政事要略』にも引かれている。伝曆にみえる豊富な伝奇的要素の混入を考えれば、同様の傾向をもつこの「白居易伝」も、中国のものと考えずに、わが国で十世紀末迄に、博士家の人、或いは釈家の手により成立したと見做すことも、それ程無理とは思われない。また、現在迄のところ、中国にも見当らず、更に、川口久雄氏によれば、敦煌の資料にも、白氏のものに類する伝は見出されないとされる。「白太保伝」という、「太保」とは右大臣の唐名であるので、こういう書名も、恐らく中国人の間ではみられない事であり、こういう名称からみても、わが国で撰せられたものと考えざるべきではなからうか。当時の同類伝記類と比較して、改めて検討を要する。尚、「白太保」については、『賦光源氏物語詩』(坵新校羣書類従本)序(正応四年(1291))の一節に、「空隔^ニ白太保之昔様」という例がみえる。

筆者はこの一文を草するに当り、国史大系本校訂に未使用のものを中心にして、政事要略抄本（但し、白氏文集を引く巻六〇・六一・八一・九五の含まれるものに限る）を努めて多く調査した。⁽¹⁾

無論、本文の全体を詳細に調べたわけではなく、所引白氏文集本文に限ってはいるが、何れにも、国史大系本校語に挙げられる迄もない程度の誤写が極めて多く、脱字も決して尠くはない。⁽²⁾これは既に、尊経閣文庫蔵金沢文庫旧蔵（鎌倉中期）写本に於てすら、往々、みられる所であり、まして、他が何れも江戸時代の写本とすれば、これは止むを得ない事であらう。

これら諸本の間、本文の系統上の相違は、特に、認められないが（他の個所は知らず、白氏文集本文に限定すれば、これは当然であらう）、例えば、

（政事要略巻六一・大系本五三四頁）
至有贖貨賄者矣。有祐親愛者矣

（同）⁽¹⁾
明習法令。足以決狐疑。能按章。覆問文

（同・五三五頁）
蘇州禪院白氏文集記云

の、(1)(2)の個所等には、本文決定上、若干の疑問が存した。いま、これに検討を加えれば、

(1)「祐」 国史大系本は「怙」に作るが、政事要略諸本を検すれば、「祐」に作る本も尠くはない。白氏文集本文では、管見抄本・宋本・那波本「祐」に作り、馬本・文苑英華本（鈔本）「怙」に作る。

この政事要略巻六十一は、金沢文庫旧蔵本が現存しない上、後に述べる如く、政事要略所引白氏文集は、管見抄本と文苑英華本に極めて近いのに、両本が二方に分れていては、この点からも、「祐」「怙」の何れとも断じ難い。

そこで、この様な白氏文集本文上の相違は、政事要略原本の系統の相違によるのではなく、恐らくは、何れかの本に、校訂の手が加えられ、それが転写された事に起因するのであろうと、更に調査を進めた処、宮内庁書陵部蔵本（「藤波家蔵書」の朱印あり）、及び京都大学附属図書館蔵平松時章旧蔵本（この二本、及び、次の陽明文庫本は書入等全く同じ）では、本文の「祐」に、朱筆にて、見せ消ちを施し、朱書「怙」に改めてあり、この二本と同系統の陽明文庫蔵本では、本文は既に「怙」に改められていた。

同じく、政事要略卷六一所収蘇州禅院白氏文集記（文集卷六十一）の一節に、

其間根源五常。枝派六義。恢王教。而弘仏道者多則多矣

とあり、傍点の「則多」の個所に、前記、藤波・平松・陽明の三本に、見せ消ちを施した上、「此二字無文集」と朱書注記が施されている。この二字は、管見抄本・宋本・那波本共にあり、明馬元調校刊本のみが無いので、注の「文集」とは、馬元調本を指すとみてよからう。とすれば、前記朱書注「怙」も馬元調本（実際には、馬本を底本とする、白氏長慶集万治元年跋刊立野春節校本も使用されたと推定される）に拠って施されたと見做し得る。

従って、陽明文庫本にみられる如く、校注の「怙」が本文に収められたと同様の過程を経て、転写を重ねるうちに、「怙」に作る本文をもつ政事要略卷六十一が何本か存することになったのであろう。それ故、原本は「怙」ではなく、「祐」に作るものと断じ得よう。

この「祐」につき、更に、傍証を加える。現在、管見では金沢文庫旧蔵政事要略卷六十一は見当らないが、宮内庁書陵部蔵政事要略十八冊（略称、寮本）（国史大系本で「官本」と略称される本）のうち、卷六十一尾に黄赤筆にて、

甲戌夏七月朔於林家以官本校合了

とあり、他巻の識語から、この「甲戌」は文化十一年（1814）であり、「官本」とは、同巻二十七識語の、

(朱筆)
甲戌夏六月廿八日於林家以官本金沢文庫校合了

からすれば、金沢文庫本であることが知られる。この本文は「祐」に作り、官本よりの校注はないので、官本そのものも、「祐」に作るものと見做し得る。

(ロ)「法」 これも前項と略々同様である。国史大系本は「律」に作る。これも、政事要略諸本「法」「律」に分れる。白氏文集本文は、管見抄本・文苑英華本「法」に作り、宋本・那波本・馬元調本「律」に作る。前項と同じく、藤波・平松両本「法」を朱書「律」に改め、陽明本は「律」に作る。また、寮本は「法」に作る。

以上のことから、前項と同様、政事要略本文原字を「法」と認めて、略々間違いないものと思われる。

(ハ)大系本、「禪」の上、「南」あり。政事要略諸本、「南」のある本と、無き本と二様がある。白氏文集では、管見抄本「南」なく、宋本・那波本・馬本「南」あり。藤波本・平松本、朱筆にて「南」を補入し、陽明文庫本「南」あり。陵本「南」なし。

以上のことから、政事要略原本所引白氏文集本文には「南」なきに作るものと見做して、略々間違いないであろう。

以上の如き、転写に伴う、誤写・脱字、及び、恐らくは、馬元調本に拠る校訂に伴う本文の改変を除けば、⁽³⁾諸本間に、所引白氏文集本文上の相違は認められない。

次に、『政事要略』所引白氏文集の、本文の系統について検討を加える。詳細は、次項の本文校訂に於ける校注に示したが、その中から適宜実例を選んで述べる。

先ず『政事要略』卷六十に引かれる、白氏文集卷三捕蝗の本文をみると、「表中、(神)は神田本の、(管)は管見抄本の、(宋)は南宋紹興年間刊本の、(那)は元和四年刊那波古活字本の、(英)は文苑英華本の、夫々の略称である。これらの本については、次項凡例を参照せられたい。」

捕蝗々々者誰子	○△□	○△□	○△□	○△□
一人有慶兆人頼	○	○	○	○
(注) 太宗吞蝗事	○△	○△	○△	○△
是時粟斗錢三百	此	此	○	○

の如く、この本文は、神田本・管見抄本などという、唐鈔本に連なる、わが古鈔本と同系統であることが知られ、特に、「兆民」を「兆人」に作るのは、唐太祖に対する避諱によるものであり、唐鈔本の面影を明かに留めている。

但し、この巻三が唐鈔本系統であることは、他の引用白氏文集本文とは、一応区別して考えるべきであろう。「捕蝗」という題の前に、巻次として、

文集楽府上 諷諭雜言

とあるのは、この篇が、白氏文集完本のうちの巻三に収められている「捕蝗」が、こゝに取出されたとみるよりも、當時、巻三・四の新楽府が上下二巻として、文集全巻とは別に、単行で存することは、例えば、『御堂関白記』に「楽府上巻」(寛弘元・九・七条)「楽府下巻」(同・九・一五条)とみえ、又『権記』の「楽府二巻」(寛弘七・六・一九条)、更に『紫式部日記』に「楽府といふ書二巻」とあることなどにも知られる。当時、最も盛行した巻としては、こういう二巻の書として、別に取扱われるのは極めて自然である。

従って、政事要略撰者も、こういう上下二巻になった唐鈔本系の一本を使用したとみて、先ず間違いないまい。とすれば、他巻よりの引用本文の系統は、この巻三の「捕蝗」とは切離して、改めて検討すべきであろう。

他の引用文は、白氏文集卷四十五、四十八、四十九、六十一に亘り、当時の白氏文集は一部全巻が揃っていることは比較的稀であり、諸種の本が取合せられていることが多いので、この場合も、厳密に言えば、引用文のすべてが、同一系統

の本文であると断定する事は出来ない。

但し、太田晶二郎氏は前掲文に於て、撰者惟宗允亮が小野宮家—実資—の書庫の本を自由に利用出来る立場にいたと推定されているので、そうとすれば、学識も深く、然も富裕で知られる同家に、一部全巻が揃い、本文としても質のよい白氏文集が所蔵されていて、それを使用するという可能性は充分存したことになる。

先ず、次項の校訂本文に施した注の中から適宜選んで、唐鈔本系本文をもつ管見抄本、その他の本と比較すれば、

(管)	(宋)	(那)	(英)
(2035) 狂恒。雨若僭恒。暘若	○△	常常	常常
(ニ) 鴻。範云	○	洪	洪
(ニ) 不涸之倉	○	食	食
(ニ) 若兵。甲或動	○△	△○	△○
(2035) 勤苦修詞	○	辞	辞
(ニ) 若弃以葑。非	○△	△○	△○

の例の如く、引用本文は管見抄本に極めて近く、宋本以下の刊本とは、明かに相違することが知られる。と同時に、宋刊本系統ではあるが、文苑英華本とも比較的近い。これを数字で示せば、政事要略本文・管見抄本・文苑英華本のみが一致し、宋本以下、他本がこれと相違する個所は十四ヶ所にのぼる。

無論、管見抄との間にも、次の如き相違個所はある。

(管)	(宋)	(那)	(英)
(2035) 必感於天	如	○	○
(ニ) 上以均天時之豊凶	ナシ	○	○

(ミ) 放言綺語之因 狂 ○ ○ ○ ○

但し、これを本文上の相違と断じ得るか、第二・三例は、恐らく管見抄の脱字・誤写であろう。

但し、所引の白氏文集本文が、管見抄本と文苑英華本との何れに近いかといえ、明かに、管見抄本の方により近い。政事要略本文と管見抄本二本のみが同じで、他本は異なる個所は十一ヶ所あるのに、政事要略本文と文苑英華本二本のみが同じという例は一例も認められない。

次に、引用文を白氏文集本文の系統との関連に於て考察すれば、先ず「蘇州禪院白氏文集記」に「文集^七第一^秩」という巻次を書加えている個所が目される。周知の通り、白氏文集には、白氏自身の手になる、詩文のいわば編年体形式による編成をもつ前後続集本と、宋代に於て、鑑賞と検索との便のために、詩を先にし文を後に配置した先詩後筆本とがあり、前者に於ては、「蘇州禪院白氏文集記」は卷六十一に、後者に於ては、卷七十に夫々異なって配列される。こゝで「七秩(一^秩)第一」とは、中国でよくみられる通り、十巻を一帙として計算すれば(末尾、補註(2)参照)、これは卷第六十一となり、前後続集本という旧編成の巻次と一致する。

唐鈔本はこの旧編成によるものであり、わが国に伝わる、金沢文庫旧蔵本や管見抄本、更に、東大寺宗性の手になる白氏文集要文抄などは、何れも、この唐鈔本の編成に拠っている。

中国に現存する最古の刊本は前述の通り、南宋紹興年間刊本であり、これは、既に先詩後筆に配列は改められている。現存しない北宋刊本の中にも、既に先詩後筆形式の刊本もあるといわれるが、同時に、前後続集本の形式をもつ、別の刊本も存したといわれる。とすれば、『政事要略』所引の白氏文集が、唐鈔本系統か、宋刊本系統であるか、編成形式だけからは判定し得ないにしても、これが、旧編成に従っていることは明かである。

次に年代である。『政事要略』の成立は、前述の如く、長保四年(1002)と見做し得るので、それに引かれるものは、無

論それ以前に伝来した本であろう。これを所引白氏文集本文上で検すれば、策林一八(2035)の「狂恒・雨若。僭恒・暘若」は、前掲、考勘表にある如く、引用本文と管見抄本は二ヶ所とも「恒」に作り(本文中に更にこの個所が繰返され、引用文・管見抄はその二ヶ所も共に「恒」に作る)、宋本以下、刊本は何れも「常」に作る。この「恒」は、宋真宗(九九八年即位)の諱に当るので、それ以後の宋版本では欠筆されて末画を欠くか、或いは「常」に改められる。現存南宋紹興年間刊本は欠筆せず「常」に改め、これは他の刊本も同様であるが、文苑英華本所収のものは、欠筆のある「恒」に作る。

つまり、『政事要略』所引白氏文集の底本は、少くとも、真宗即位の時、わが国でいえば、一条天皇の長徳四年以前にわが国に伝来した本であることは明かである。真宗即位の年は、『政事要略』成立の時、長保四年(1002)の纔か四年前に当る。とすれば、この時、「恒」を改めた本文をもつ白氏文集宋刊本は、未だ将来されていなかった筈である。

筆者が、白氏文集金沢文庫旧藏寛喜三年写本のうち、卷三十一について、その底本について検討を加えた結果からすれば、この底本は、明かに、何れかの段階に於て、宋刊本を書写した巻であり、しかも「敬」(太宗の祖の諱)「殷」(太宗の父の諱)の三字に欠筆が認められた(何れ、刊行するが、これは卷三十三についても、略々同様のことがいえる)。とすれば、わが国には、北宋極初刊行の白氏文集が、既に存したことを推定せしめるのである。『政事要略』所引白氏文集の底本は、若し、これを刊本であると見做しても、真宗以前の刊本が、既に存したと推定し得る例は考えうるので、特に不都合な事はないわけである。

次に、唐鈔本系統の本に認められる空格について触れる。唐鈔本及びその系統であるわが国の古鈔本の一部には、唐代皇帝、詔勅等に関して、その上一格を空けるのが通例である。これを『政事要略』所引の白氏文集について検すれば、白氏文集策林「論刑法之弊」のうち、

伏惟。陛下懸法学為上科。則庇之者必俊乂也

『政事要略』所引の白氏文集について

をみれば、管見抄本は「陛下」の上、一格を空けるが（政事要略引用白氏文集本文のうち、管見抄本では（2073）に、他にも二ヶ所に空格が認められる。但し、この個所、政事要略引用文には省略されている）、引用文には、空格は一ヶ所も認められない。空格の有無は、それ程正確なものではなく、まして、現存本は転写を重ねた本で、しかもこゝ一個所のみでは、判定資料として頗る微弱ではあるが、さらばとて、これを全く無視することも出来まい。

以上の検討結果からすれば、『政事要略』所引の白氏文集本文は、管見抄本に極めて近い所から、唐鈔本に連なるわが国の古鈔本と系統を同じくする一本と見做してよからう。但し、極めて稀覯に属するので、その可能性は甚だ薄いとはいえ、卷三を除き、北宋初刊本に拠るとする見解も、強ち、否定することは出来ない。少くとも、検討結果からすれば、これを肯定するに足る資料も無いが、これを否定するに足る積極的な理由も、見出すことは出来なかった。

註

(1) 調査した本は、尊経閣文庫蔵金沢文庫旧蔵本をはじめ、宮内庁書陵部蔵一〇本、国立公文書館内閣文庫蔵七本、京都大学附属図書館蔵四本、蓬左文庫蔵一本、名古屋市鶴舞中央図書館蔵一本、陽明文庫蔵一本（他の一本未見）、穂久邇文庫蔵二本である。これら諸本について、詳細には述べないが、校訂が加えられることにより、自から系統が生じている。このうち、校訂に使用した分については、凡例に於て示した。本文のこと以外で一言附すれば、藤波本・平松本・陽明本（凡例参照）の三本には、「策林論刑法之弊」「白居易伝」「蘇州禅院白氏文集記」の三篇に限り、博士家の朱ヲコト点、訓点、句読点が施され、三本同一である。いまは、「白居易伝」にのみ、これを翻記して施すに止め、他の二篇には省略した。

(2) 誤写・脱字に関し、卷六十について、尊経閣文庫蔵金沢文庫旧蔵本と、他の江戸の写本類とを比較すれば、脱字に関しては殆んど完全に一致し、誤写についても、金沢本自体の明瞭な誤写はそのまま踏襲され、その他も、金沢本で、例えば「於」を「扞」と書く場合は誤らないが、まゝ「わ」と書かれると、これは総て「出」に誤写されている。金沢本で「夫」が虫損により、「又」と紛らわしい個所は、「又」に誤写され、「充」が金沢本で「訛」と書かれると、これが「死」に誤写される。更に、「古」が金沢本で「古」と書かれると、その意味に拘らず、「ホ」「等」「等」に誤写されている。この比較は、卷六十に限るが、こうみると、江戸の写本類の、他巻にもみられる夥しい誤写は、恐らく、金沢本自体の書写相に溯源するものと認められよう。国史大系本以前の、改定

史籍集覽本には、「富」↓「當」、「元」↓「元」、「元」↓「元」、「僅」↓「漢」等に誤るなど、政事要略諸本の誤字を存する本文の姿が生々しく示されている。

(3) 管見の範囲では、京都大学附属図書館藏菊亭家旧蔵本四冊(但し、白氏文集所引は卷六〇のみ)には、優れた校訂が施されている。馬元調本を参照したと覚しく、誤写を訂正し、補入を要する個所には、例えば「小脱乎」等の如く、慎重な態度で校注を施し、しかも、政事要略引用本文と馬元調本文とが相違する個所では、必ずしも後者を採らず、原文を尊

三

前述の如く、『政事要略』は長保四年(1022)に既に編纂は終了していた。とすれば、こゝに引かれる白氏文集は、本文そのものとしても、極めて貴重である。

白氏文集の定稿ともいふべき七十五巻本の成立は会昌五年(855)であり、これは、わが国では仁明天皇の承和十二年に当る。それより以前、白氏の生前に、既に、その詩文は随時わが国に伝えられ「最も早いものは「元白詩筆」(『文徳実録』承和五年)、入唐僧惠萼による彼地に於ける白氏文集書写及び将来(書写活動は承和十一年(851)入唐、同十四年帰朝の間に行われたものと推定される)もあり、唐鈔本の重鈔本が既に早くから、わが国に齎された。更に、『御堂関白記』にみえる「摺本文集」(寛弘七年(1010)十一月廿八日条)等によって、白氏文集北宋刊本将来の事実も知られる。

白氏文集北宋刊本は現存しないが、惠萼将来本は、その転写本が主として金沢文庫旧蔵本の中に収められている。たゞ遺憾ながら、前述、「策林」(文集卷四五―四八)及び「判」(同卷四九―五〇。卷四九は現存するも、未見)は、何れも現存しな

重する。これが何人の手になるかは明でなく、遺憾である。名古屋鶴舞中央図書館蔵本は河村秀根校本であるが、所引白氏文集には全く手が加えられていない。国史大系本凡例によれば、尊経閣文庫本の欠巻には、大阪市立大学福田文庫本が底本として使用され、これには狩谷校齊の朱印が押され、且つ巻により、その朱書加筆があるという。今回は閲覧の機会を得なかった。

(4) 拙稿「白氏文集金沢文庫本私見―卷三十一を中心にして―」(『史学』四四―三)。

いか、或いは閲覧の便のない巻である。但し、卷三・四に収められる「新楽府」は、平安時代以来盛行したゞけあって、神田喜一郎氏藏平安末写本をはじめ、多くの古鈔本が存する。従って、『政事要略』国史大系本校訂時（昭和十年八月刊）（同じく馬元調本を校訂に使用する改定史籍集覽本は明治三十六年刊）に於て、所引の白氏文集本文の対校に使用するに足る良質の本文は、卷三神田本（政事要略所引は「捕蝗」）及び、那波本を除けば、実際には、まだ存しなかったともいえる。

従って、校訂者が卷三神田本の外は、明馬元調校刊本（但し、一箇所が那波古活字本が使用されている。校訂に当って、この本も当然使用すべきであった）を使用したのも、当時としては止むを得なかったといえよう。

前述の如く、筆者は国史大系の校訂に未使用と思われる政事要略写本を努めて閲覧したが、綿密な校訂は殆んど施されていない。特に、専ら江戸時代の鈔本に拠らざるを得ない巻では、夥しい誤写・脱字等の処理を迫られる。先人達の苦心の程が偲ばれ、別けても、^{新訂}国史大系本・改定史籍集覽本の各校訂者の労を多とするに吝かではない。

戦後、わが国に於ける、白氏文集本文研究上特筆すべきこととして、(一)金沢文庫旧蔵本の公開（大東急記念文庫蔵十九卷、天理図書館蔵一卷。（他は諸家に分蔵。））、(二)現存最古の刊本である南宋紹興年間刊本の影印本刊行（中国・文学古籍刊行社刊）、及び、(三)国立公文書館内閣文庫蔵管見抄正元元年（1159）成立・永仁三年写九帖の再発見（白氏文集の選抄本。原十帖。塙家蔵本で、江戸時代迄は「永仁本」と称せられて、校合にも使用された）の三点が先ず挙げられる。この中、南宋刊本は現存最古の刊本であり（但し、所々に補刻が認められる）、管見抄は、本文は唐鈔本に連るわが国古鈔本系であり、金沢文庫本の欠巻を補うに足る。幸にも、『政事要略』所引の白氏文集本文を総て（但し、295は一部のみ抄出）収める。

この管見抄本の外、宋刊本や、宋刊本系統で、本文が比較的良質である文苑英華本（明鈔本・刊本を使用）等をも併せて、大系本未使用の政事要略鈔本等と共に校訂を行えば、白氏文集校勘上の進歩の跡が若干はみられよう。

いま、国史大系本に拠りつゝ、その校訂の跡を辿りながら、若干の改補を加え、新しい本文の校定を試みる。

凡 例

一、本文としては新訂国史大系本（以下、大系本と略称す）を使用し、改定史籍集覽本（以下、集本と略称す）をも参照した。
一、国史大系本の校語はすべて採上げ、政事要略諸本・白氏文集諸本を参照して、これに、補訂を加えた。改定史籍集覽本の校注は必要なもののみを採るに止めた。

一、校合の結果、明かに脱字と認められる場合は、（ ）内にこれを補った。

一、校訂上、問題の存する個所には、番号を施し、校記を附した。

一、校記のうち、国史大系本の頭註校記を引く場合には「」内に、改定史籍集覽本の校注を引く場合には「」内に、夫々入れて、他と区別した。

一、政事要略所引白氏文集本文のうち、省略と認めうる個所が存する。国史大系本では、本文中にこれを補う場合と補わざる場合とがあり、統一を欠くので、ここでは、省略のあることを註記するに止めた。

但し、国史大系本で本文中に補ってある個所については、本文よりこれを除き、註記の中に移した。

一、校合に使用した政事要略鈔本・白氏文集鈔本・同刊本類と、その略称とを示せば次の通りである。尚、函架番号を傍記した。

（政事要略）(171-159)
寮本 宮内庁書陵部蔵佐藤忠満校訂本

寮一本 宮内庁書陵部蔵中原章純奥書本
(173-140)

藤波本 宮内庁書陵部蔵藤波家旧蔵本
(217-489)

内閣紅葉山本 内閣文庫蔵紅葉山文庫旧蔵本
(179-89)

内閣学習院本 内閣文庫蔵学習院旧蔵本
(179-116)

内閣一本 内閣文庫蔵本
(179-91)

内閣二本 内閣文庫蔵鳥羽氏旧蔵本
(179-105)

菊亭本 京都大学附属図書館蔵菊亭家旧蔵本
(菊七一四)

平松本 京都大学附属図書館蔵平松時章旧蔵本
(費第四四・七一四)

滋野井本 京都大学附属図書館蔵滋野井公澄旧蔵本
(031-413)

『政事要略』所引の白氏文集について

陽明本 (近・一七七―)
陽明文庫藏本 (含豫楽院自筆卷)

河村本 (河一七一三)
名古屋市鶴舞中央図書館藏河村秀根校本

蓬左本 蓬左文庫藏尾府内庫旧藏本

穗久邇本 穗久邇文庫藏(卷子本)中原氏旧藏本

(白氏文集)
〔神田本〕…嘉承二年写神田喜一郎氏藏 〔時賢本〕…元亨四年時賢写宮内庁書陵部藏 〔猿投本〕…觀応三年写猿投神社藏

〔管見抄本〕…正元元年成立、永仁三年写内閣文庫藏 〔宋本〕…宋紹興年間刊本 〔馬本〕…明万曆三十四年馬元調刊本

〔麗本〕…朝鮮刊本 〔那波本〕…元和四年那波道円活字印本

〔英華本〕…宋太平興国七年李昉等奉勅撰文苑英華 〓明隆慶元年刊本並明鈔本・静嘉堂文庫明鈔本

一、白氏文集本文については、京都大学人文科学研究所の校勘表(使用卷次分は未刊)を参照した。

(一)文集策林。弁水旱之灾。明存救之術。

問。狂恒雨若。僭恒暘若。此言政(教)失道。必感於天也。又堯之水九年。湯之旱七年。此言陰陽定数不由於人也。若

必繫於政。則盈虚之数徒言。如不由於人。則精誠之禱安用。二義相戾。其誰可從。又問。今陰陽不測。水旱無常。將欲

(均)歲功於豊凶。救人命於凍餒。凶歉之歲。何方可以足其食。灾危之日。何計可以固其心。將儉不虞。必有其要。歷

代之術可明徴焉。

臣聞。水旱之灾。有小有大。々者由運。小者由人。(由人)者由君上之失道。其灾可得而移也。由運者由陰陽之定数。

其灾不可得而遷也。然則小大本末。臣粗知之。其小者或兵戈不戢。軍旅有強暴者焉。或誅罰不中。刑獄有冤濫者焉。

(或)小人入用讒佞有得志者焉。或君子失位。忠良有放弃者焉。或男女臣妾有怨曠者(焉)。或鰥寡孤獨有困死者焉。

或賦斂之法無度焉。或土木之功不時焉。於是号憂傷之氣。憤怨之誠(積)。以傷和變而為沴。古之君人者。逢一灾偶一異。

則収視反聽。察其所由且思乎。軍鎮之中。無乃有縱暴者耶。刑獄之中。無乃有冤濫者耶。權寵之中。無乃有不肖者耶。

放弃之中。無乃有忠賢者耶。內外臣妾。無乃有幽怨者耶。天之窮人。無乃有困死者耶。賦入之法。無乃(有)(28)過厚耶(29)。
土木之功(30)。無乃(有)(31)屢興耶(32)。若有一於此(33)。則是政令之失。而天地之譴也。又鴻範云。狂恒雨若(35)。僭恒暘若(36)。言不信不
父(37)。亦水旱底之。然則人君。苟能改過塞違。孳德修政。勵敬天之志。虔罪己之心。則雖踰月之霖。經時之旱。至誠所
感。不能為災。何則古人。或牧一州。或宰一縣。有暴身致雨者。有救火反風者。有飛蝗去境者。郡邑之長。猶能感通。
况王者為万乘之尊。居兆人之上。悔過可以動天地。遷善可以感神明。天地神明。尚且不違。而况於水旱風雨蟲蝗者乎。
此臣所謂。由人可移之災也(40)。夫以堯之大聖。湯之至仁。于時德儉人和(41)。刑清兵偃。上無狂僭之政。下無怨嗟之聲。而卒
(有)浩々滔天之災(43)。炎々爛石之沚(44)。非君上之失道。盖陰陽之定數矣。此臣所謂。由運不可遷之災也。然則聖人不能遷
災。能禦災也。不能違時。能輔時也(45)。將在乎廩積有常。仁惠有素。脩之以儲(蓄)(47)。雖凶荒而人無菜色(48)。固之以恩信。
雖患難而人無離心。儲蓄者聚於豐年。散於歉歲(49)。恩信者行於安日。用於危時。夫如是則雖陰陽之數不可遷。而水旱之災
不能害。故曰。人強勝天。蓋是謂矣。斯亦凶之在早。脩之在先。所謂思危於安。防勞於逸。若患至而方脩。灾成而後
凶。則雖聖人不能救矣。抑臣又聞。古者聖王在上(50)。而下不凍餒者何哉。非家至日見衣(之)(52)食之(53)。盖能均節其衣食之原
也。夫天(之)(54)道無常。故歲有豐。必有凶。地之利有限。故物有盈。必有縮。聖王知其必然(55)。於是作錢刀布帛之貨。以
時交易之。以時斂散之。所以持豐濟凶。用盈補縮。則衣食之費。穀帛之生。調而均之。不啻足矣。盖管氏之輕重。李悝
之平糶。耿壽昌之常平者。可謂不涸之倉(56)。不竭之府也(57)。故豐稔之歲(58)。則貴糶以利農人(59)。凶歉之年。則賤糶以活饑殍。若
水旱作沴(60)。則資為九年之蓄。若兵甲或動(61)。則餽為三軍之糧。上以均天時之豐凶。下以權地財之盈縮。則雖九年之水。七
年之旱。不能害其人危其困矣。至若禳禱之術(62)。凶荒之政。歷代之法。臣粗聞之。則有雩天地以牲牢。滎山川以圭璧(63)。祈
土龍於玄寺。舞群巫於靈壇。徙市修城(64)。貶食徹樂。緩刑省禮。務勸農(65)。斂哀多婚(67)。施力舍禁(68)。此皆從人之望。隨(時)(69)
之宜。見恤下之心。表恭天之罰。但可以濟小灾(小)(70)弊。未足以救大危大荒。必欲保邦於危。安人於困。則在乎儲蓄充

其腹。恩信結其心而已。盖義農唐⁽⁷⁴⁾禹湯文武。皆由此塗⁽⁷⁵⁾而王也。

- (1) (2) 底本(尊經閣文庫蔵金沢文庫旧蔵本、以下同。この策林一篇、及び、次の「捕蝗」では、底本たる金沢文庫本を主とし、政事要略諸鈔本は従として扱った。後者は、校訂上、底本に異なる箇所は殆んど認められない。)・政事要略諸本の外、管見抄本は「恒」に作り、宋本・那波本・馬本は「常」に作る。英華本「恒」(欠筆あり)に作る。
- (3) 底本・政事要略諸本「教」無し。「大系本、抛集本(改定史籍集覽)補」。菊亭本朱書「脱教字乎」と註す。管見抄本・宋本・那波本・馬本・英華本、何れも「教」あり。いま、脱字と認め、大系本と同じく、「教」を補う。
- (4) 「大系本・集本、作感」。底本「感」に作り、政事要略諸本「減」に誤る。白氏文集諸本「感」に作る。「感」につき、『花嚴経音義私記』(延喜十三年写)に「咸 咸字唐音義作感字」の例はあり。いま「感」に改む。
- (5) 底本・政事要略諸本の外、管見抄本「今」あり。宋本・那波本・馬本・英華本は無し。
- (6) 底本・政事要略諸本「均」なし。「大系本、抛集本補」。菊亭本、朱筆「均」を補入。管見抄本・宋本・那波本・馬本・英華本、何れも「均」あり。いま、脱字と認め、大系本と同じく、「均」を補う。
- (7) 底本・政事要略諸本「歎」に誤る。白氏文集諸本「歎」に作る。菊亭本「歎」に作る。大系本と同じく、いま「歎」に改む。
- (8) 「大系本、抛白氏文集補」。底本・政事要略諸本二字なし。菊亭本二字を朱筆にて補入。白氏文集諸本「由人」あり。底本、重複の「由人」の二字は改行の個所に当る。二字を脱字と認め、大系本と同じく、いま「由人」を補う。
- (9) (11) (14) (15) (18) 「大系本、焉、同上(白氏文集)无」。底本・政事要略諸本の外、管見抄本・英華本、五ヶ所の「焉」あり。宋本・那波本・馬本、何れも無し。
- (16)のみは、同例のうち、底本・「大系本」・政事要略諸本、「焉」無し。管見抄本・英華本「焉」あり。脱字と認め、いま補う。
- (10) 底本の外、政事要略諸本「殊」に作る。菊亭本「誅」に作る。白氏文集諸本「誅」に作る。莊子釈文に「殊、誅也」とあるも恐らくは、「誅」の誤写なるべし。大系本は「殊」なるも、いま、「誅」に改む。
- (12) 「大系本、或、同上(白氏文集)補」。底本・政事要略諸本「或」なし。白氏文集諸本「或」あり。脱字と認め、一字を補う。
- (13) 「大系本、佞ニ改ム」。底本・政事要略諸本「佞」に誤る。白氏文集諸本「佞」に作る。いま「佞」に改む。
- (17) 「大系本、作寡」。底本・政事要略諸本及び管見抄本「寘」に作る。白氏文集諸本「寡」に作る。名義抄「寘ヤモメ」を載す。

- (19) 「大系本、作乎。集本、作乎」。底本・政事要略諸本は「号」に作る。白氏文集諸本「乎」に作る。或は、「乎」に改むべきか。
- (20) 「大系本、誠、白氏文集作心積二字」。底本・政事要略諸本は「誠」一字に作る。管見抄本・宋本・那波本・英華本「誠積」の二字に作り、馬本「心積」に作る。脱字と認め、「誠」の下に、「積」を補う。
- (21) 「大系本・集本、作診」。底本・政事要略諸本「珍」に誤る。白氏文集諸本「診」に作る。偏の誤と認め、いま「沕」に改む。
- (22) 「大系本・集本、作遇」。底本・政事要略諸本の外、管見抄本・宋本・那波本「偶」に作り、馬本・英華本「遇」に作る。大系本・集本の「遇」は、馬本に抛る改変か。いま、「偶」に復す。
- (23) 「大系本、収、恐当抛白氏文集作回」。底本・政事要略諸本「収」に作る。管見抄本・宋本・那波本・英華本「収」に作り、馬本のみ「回」に作る。
- (24) 「大系本、原作異、今従同上(白氏文集)」。底本・政事要略諸本「異」に誤る。菊亭本朱筆「暴力」と注す。白氏文集諸本「暴」に作る。大系本と同じく、いま、「暴」に改む。
- (25) 「大系本、原作點、抛同上(白氏文集)改」。底本・政事要略諸本「點」に誤る。菊亭本「濫」に作る。白氏文集諸本「濫」に作る。大系本と同じく、いま、「濫」に改む。
- (26) 「大系本、「原作之、抛同上(白氏文集)改」トアリテ「下」ニ改ム」。底本・政事要略諸本、及び、管見抄本・宋本・那波本・英華本「之」に作り、馬本のみ「下」に作る。〈集本「之」に作る〉。いま、大系本「下」に改めたるを、「之」に復す。
- (27) 「大系本、入、福本(大阪市立大福田文庫本)浦本(三浦周行博士蔵本)作人」。底本・政事要略諸本、及び、管見抄本・宋本・那波本・英華本・馬本「入」に作る。
- (28) (31) 「大系本、有、抛白氏文集補」。底本・政事要略諸本二ヶ所の「有」なし。白氏文集諸本二ヶ所の「有」あり。脱字と認め、大系本と同じく、いま、二ヶ所の「有」を補う。
- (29) 底本・政事要略諸本及び管見抄本、「厚」の下「者」なし。宋本・那波本・馬本・英華本「者」あり。
- (30) 「大系本、功、諸本作興」。底本及び平松本・藤波本・陽明本・菊亭本「功」に作り、集本及び穂久邇本・滋野井本・河村本・蓬左本等「興」に作る。白氏文集諸本「功」に作る。
- (32) 「大系本、「者、抛白氏文集補」トアリテ、「興」ノ下ニ「者」ヲ補ウ」。底本・政事要略諸本の外、管見抄本「興」の下に「者」なし。宋本・那波本・馬本・英華本「者」あり。大系本、底本に無き「者」を補うを、いま、除き、元に復す。

- (33) 「大系本、於、諸本作出」。政事要略諸本「於」を「出」に作るは、以後にも多し。「二ノ註(2)参照」何れも「於」(底本は草書体「お」)の誤写ならん。白氏文集諸本「於」に作る。
- (34) 「大系本、底本ノ「鴻」ヲ「洪」ニ改ム」。底本・政事要略諸本及び管見抄本は「鴻範」に作り、宋本・那波本・馬本・英華本「洪範」に作る。中国に例あり、早大図書館蔵唐鈔本玉篇零卷も「鴻範」に作る。いま、大系本の「洪」を「鴻」に復す。
- (35) (36) 前項(1)(2)に同じ。但し、英華本、「恒」は何れも欠筆せず。
- (37) 「大系本、原作入、抛白氏文集改」。底本・政事要略諸本「入」に誤る。白氏文集諸本のうち、管見抄本・那波本・馬本・英華本「父」に作り、宋本「又」に作る。大系本と同じく、いま、「父」に改む。
- (38) 「大系本、放、佐本(改定史籍集覽本所引佐藤誠実博士校本)作敬」。底本・政事要略諸本「放」に誤る。菊亭本「敬」に作る。白氏文集諸本「敬」に作る。大系本「放」に作るも、いま、「敬」に改む。
- (39) 「大系本、兆ニ改ム」。底本・政事要略諸本「非」に誤る。菊亭本「兆」に作る。白氏文集諸本「兆」に作る。誤写と認め、いま、大系本と同じく、「兆」に改む。
- (40) 「大系本、其云々、抛白氏文集補」。「灾也」の次、底本・政事要略諸本十八字なし。白氏文集諸本、十八字あり。大系本、本文中に補うも、いま、こゝに移す。但し、この文の中、管見抄本・英華本「九年」に作る外は、諸本「九載」(大系本も「載」に作る)に作る。いま、大系本の「歳」を「年」に改む。
「其大者則唐堯九年之水。殷湯七年之旱是也。」
- (41) 「大系本、儉、原作伶、抛集本改」。底本・政事要略諸本「伶」に作る。菊亭本「儉」に作る。白氏文集諸本「儉」に作る。底本の誤写と認め、大系本と同じく、いま、「儉」に改む。
- (42) 「大系本、卒有、原作乎、抛文集改補」。底本・諸本「乎」のみ。文集諸本「卒有」に作る。大系本と同じく、二字を改補す。
- (43) 底本・政事要略諸本及び白氏文集諸本「浩々」に作る。大系本・集本「洪」に作るを、いま「浩」に復す。
- (44) 「大系本、沚、原作弥、抛集本改」。底本「弥」に作る。政事要略諸本「弥」に作る。菊亭本「沚」に作る。管見抄本「沚」に、宋本・那波本・馬本・英華本「沚」に夫々作る。いま、「沚」に改む。
- (45) 「[時]ノ下、大系本、「々」、白氏文集无、恐衍」。底本・政事要略諸本「時」の下、更に「々」あり。菊亭本なし。白氏文集諸本「々」なし。衍字と認め、いま、これを除く。

(46)〔大系本、時、同上(白氏文集)作將〕。底本・政事要略諸本「將」を「時」に作り、菊亭本「將」に作る。白氏文集諸本「將」に作る。いま、誤写と認め、大系本の「時」を「將」に改む。

(47)〔大系本、蓄、抛白氏文集補〕。底本・政事要略諸本「蓄」なし。白氏文集諸本「蓄」あり。大系本と同じく、「蓄」を補う。

(48)〔大系本、菜ニ改ム〕。底本・政事要略諸本「采」に誤る。白氏文集諸本「菜」に作る。いま、大系本と同じく、「菜」に改む。「菜」の下の「色」、白氏文集諸本「色」に作り、管見抄本のみ「邑」に作る。

(49)〔大系本、歎、原作欲、抛集本改〕。底本「欲」に誤る。白氏文集諸本「歎」に作る。大系本と同じく、いま、「歎」に改む。

(50)〔大系本、者、寮本(宮内庁書寮部所蔵本)紀本(東京大学南藝文庫本)集本作昔〕。政事要略諸本、「昔」に作るもの多く、平松本・陽明本・菊亭本・穂久邇本等は「者」に作る。白氏文集諸本「者」に作る。

(51)〔大系本、王、諸本作主、白氏文集与此同〕。底本・菊亭本「王」に作り、他は「主」に作る。白氏文集諸本「王」に作る。

(52)〔大系本、抛白氏文集補〕。底本・政事要略諸本「之」なし。菊亭本、朱筆「脱之字乎」と注す。白氏文集諸本「之」あり。大系本と同じく、いま「之」を補う。

(53)〔大系本、「原、同上(白氏文集)作源」トアリ、底本「厚」ニ作ルヲ「原」ニ改ム〕。底本の外、菊亭本・陽明本・平松本(「原」を「厚」に改む)「厚」に作り、穂久邇本・河村本・蓬左本「原」に作る。白氏文集は、管見抄本・宋本・那波本「原」に、馬本・英華本「源」に夫々作る。「厚」は「原」の誤写ならん。いま、「原」に改む。

(54)〔大系本、之、抛白氏文集補〕。底本・政事要略諸本「之」なし。白氏文集諸本はあり。大系本と同じく、いま「之」を補う。

(55)〔大系本、寮本陵本集本作主〕。底本の外、菊亭本・藤波本「王」に作る。白氏文集諸本「王」に作る。

(56)〔大系本、倉、白氏文集作食〕。底本・政事要略諸本、管見抄本・英華本「倉」に作り、宋本・那波本・馬本「食」に作る。

(57)〔大系本、竭、原作渴、抛同上(白氏文集)改〕。底本・政事要略諸本「渴」に作り、菊亭本「竭」に改む。白氏文集諸本「竭」に作る。誤写と認め、大系本と同じく、いま「竭」に改む。

(58)底本「繪」に作る。政事要略諸本「稔」に作る。白氏文集諸本「稔」に作る。大系本と同じく、いま「稔」に改む。

(59)〔大系本、糴、同上(白氏文集)此下有而字〕。「糴」の下、底本・政事要略諸本の外、管見抄本・英華本「而」なく、宋本・那波本・馬本「而」あり。

(60)底本及び平松本(「孫」を「弥」に改む)・陽明本「弥」に作る。菊亭本「診」に作る。(44)と同じく、いま「弥」に改む。

- (61) 底本・政事要略諸本及び管見抄本・馬本・英華本「兵甲」に作り、宋本・那波本「甲兵」に作る。
- (62) 「大系本、椽、或当作祓、福本浦本作析、集本作禳」。底本「椽」に作り、平松本・陽明本・藤波本「椽」に作り、河村・蓬左本「椽」に作り、穂久邇本「椽」を青筆「析」に改む。管見抄本・宋本・那波本・馬本「禳」に作り、英華本「析」に作る。新撰字鏡(天治本)に「禳」の一体として「椽」に近きものあり。いま、「禳」と認む。
- (63) 「大系本、壁、原作辟、抛集本改」。底本・政事要略諸本「辟」に誤る。白氏文集諸本「壁」に作る。いま「壁」に改む。
- (64) 底本及び諸本「徒」に誤る。「大系本ハ徒ニ改ム」。菊亭本「徒」に作る。白氏文集諸本「徒」に作る。いま、「徒」に改む。
- (65) 「大系本、勸、集本作励」。底本「勸」に作る。政事要略鈔本の一部「励」に誤る。白氏文集諸本「勸」に作る。
- (66) 底本及び諸本の外、管見抄本「農」(但し、「農」の下、「分」あり)に作り、宋本・那波本・馬本・英華本「分」に作る。
- (67) 「大系本、施、佐本作弛」。底本及び諸本並びに管見抄本「施」に作り、宋本「弛」に、那波本・馬本・英華本「弛」に作る。
- (68) 「大系本、時、抛集本補」。底本・政事要略諸本「時」なし。白氏文集諸本「時」あり。大系本と同じく、いま「時」を補う。
- (69) 「大系本、見、白氏文集作勤」(大系本、作勤、今改)。底本・諸本の外、管見抄本・英華本「見」に作り、宋本・那波本・馬本「勤」に作る。
- (70) 「大系本、小、抛集本補」。底本・諸本「小」を脱す。白氏文集諸本「小」あり。大系本と同じく、いま「小」を補う。
- (71) 「大系本、危、原作教、抛集本改」。底本・政事要略諸本「教」に誤る。菊亭本「危」に作る。白氏文集諸本「危」に作り、英華本「困」(注集作危)に作る。大系本と同じく、いま「危」に改む。
- (72) 「大系本、邑、抛集本補」。「邦」の下、底本・政事要略諸本及び管見抄本「邑」なし。宋本・那波本・馬本・英華本「邑」あり。大系本、「邑」を補うも、いま、これを除き、元に復す。
- (73) 「大系本、心、抛集本補」。「人」の下、底本・政事要略諸本及び管見抄本「心」なし。宋本・那波本・馬本・英華本「心」あり。大系本、「心」を補うも、いま、これを除き、元に復す。
- (74) 「大系本、虞、抛白氏文集補」。底本・政事要略諸本「虞」なし。菊亭本「虞」あり。白氏文集諸本「虞」あり。脱字と認め、大系本と同じく、いま、「虞」を補う。
- (75) 「大系本、而、抛白氏文集補」。諸本中、菊亭本「而」あり。白氏文集諸本「而」あり。大系本と同じく、いま、「而」を補う。尚、大系本及び、政事要略諸本、題序「明存救之術」の次に、原注の如くみえる注が続くが、底本では、尚書洪範云。曰猛。恒雨／若。曰僭。恒陽若。注云君／行狂妄則常雨順。若行／僭差則常陽順也。

とあり、題序の下から、次行も同じ高さで、各行小字双行、計四行に書かれている。つまり、題序とは明かに別である。管見抄本以下、白氏文集諸本に、この注はなく、原注とは認め難い。大系本のみならず、政事要略諸本にも、題序に続き、同大にてこの注を載す。菊亭本は朱筆「注カ」と注す。いま、題序以外は除く。

(二) 文集楽府上 諷諭雜言

捕蝗 刺長吏也

捕蝗(1)々々者誰子。(2)天熱日長。飢欲死。興元兵久。(4)傷陰陽和氣。蠱蠱化為蝗。始自兩河及三輔。荐食如蚕。飛似雨。々飛蚕食。千里間不見青苗。空赤土。河南長吏言。憂農課人。昼夜捕蝗虫。(5)是時粟斗錢三百。蝗虫之價与粟同。捕蝗々々。竟何利。徒使飢人重勞費。一虫雖死百虫来。豈将人力競天灾。我聞。古之良吏有善政。以(9)驅蝗。々出境。又聞。貞觀之初。道欲昌。文皇仰天吞一蝗。一人有慶兆人頼。是歲雖蝗不為害。(11)

貞觀二年太宗吞蝗
事具貞觀實錄

- (1) 底本・諸本及び管見抄を含め、わが国の古鈔本、多く、「々々」に作る。宋本・那波本・馬本「捕蝗」に作る。以下同じ。
- (2) 白氏文集卷三神田本・時賢本・管見抄本「者」あり。宋本・那波本・馬本「者」なし。
- (3) 「大系本、家〔誰〕ノ下)、拠白氏文集神田本補」。「家」、底本・政事要略諸本、及び管見抄本・時賢本なし。宋本・那波本・馬本「家」あり。この中、「者」と「誰」の下の「家」と、二字共にあるは神田本のみ。但し、神田本も影印本を仔細にみれば、「家」に見せ消ち〔朱。〕を施して刪つてある。大系本の注にある、神田本に拠り「家」を補うことは誤と見做される。従つて、いま、大系本の補う「家」一字を除き、元に復す。
- (4) 「久」、管見抄本のみ「起」に作る。
- (5) 底本・政事要略諸本の外、管見抄をも含め、わが古鈔本は「虫」に作り、宋本以下、刊本は「蠱」に作る。以下同じ。
- (6) 「大系本、是、白氏文集神田本作此」。白氏文集卷三神田本・猿投本・管見抄本「此」に作り、宋本・那波本・馬本「是」に作る。
- (7) 「大系本、徒、原作従、拠同上(白氏文集神田本)改」。底本・政事要略諸本「従」に作る。神田本・管見抄本・宋本・那波本・馬本何れも「徒」に作る。誤写と認め、大系本と同じく、いま「徒」に改む。

- (8) 〔大系本、古、原作ま、拠同上(白氏文集神田本)改〕。底本、明かに「古」に作る。白氏文集諸本「古」に作る。
- (9) 〔大系本、政、拠神田本補〕。底本・諸本「政」なし。白氏文集諸本「政」あり。大系本と同じく、いま「政」を補う。
- (10) 〔集本、「又」ヲ「我」ニ作ル〕。底本・政事要略諸本「又」に作る。管見抄本「吾」に作る。白氏文集諸本「又」に作る。
- (11) 底本・政事要略諸本の外、神田本・時賢本・管見抄本「人」に作り、宋本・那波本・馬本「民」に作る。唐太宗の避諱として、「民」を「人」に改めること多し。

(12) 底本・政事要略諸本「大」に作る。〔集本、作太〕。神田本以下、わが古鈔本「太」に作る。

(13) 〔大系本、蟲、拠同上(白氏文集神田本)補〕。〔集本無蟲〕。底本・政事要略諸本「蟲」なし。管見抄本・猿投本「蟲」なし。宋本・馬本「蝗」の下に「蟲」あり。神田本「蟲」あるも、見せ消ちを施し刪る。大系本「蟲」を補うを、いま除く。

(2072)

(三) 白氏文集策林論刑法之弊升法科伏選法吏以今之刑法太宗之刑法也。今之天下太宗之天下也。何乃用於昔而俗以寧壹。行於今而人未休和。臣以為非刑法不便於時。是官吏不循其法也。此由朝廷輕法学賤法吏。故応其科。与(3)補其吏者。率非君子也。其多小人也。矧又律令塵蠹於棧閣。制勅堆盈於案几。官不徧覩。法無定科。至有贖貨賄者矣。有祐親愛者矣。有陷讐怨者矣。有畏權豪者矣。有欺賤弱者矣。是以重輕加減。隨其喜怒。出入比附。由乎愛憎。官不察其所由。人不知其所避。臣謹(10)(案)。漢制以四科辟士。其(12)三曰。明習法令。足以決狐疑。能按章。覆問文。中御史者。辟而用之。伏惟(14)陛下懸(15)法学為上科。則応之者必俊乂也。升法直為清列。則授之者必賢良也。

(1) 六字雙行注は底本・集本及び政事要略諸本の外、英華本・管見抄・宋本・那波本は六字側注に作る。

(2) 政事要略諸本、「伏」の前、「問今之法：臣」の五十二字略。

(3) 〔大系本、而、原作与、今意改〕。底本及び集本・政事要略諸本、並びに白氏文集諸本「与」に作る。大系本、原字を「而」に改めたるも、いま、元の「与」に復す。

(4) 〔大系本、甚、寮本陵本集本作其〕。政事要略諸本の中、寮本の外、河村本・蓬左本「其」に作る。管見抄本・宋本・那波本・英華本「其」に作り、馬本のみ「甚」に作る。平松本・藤波本「其」を朱筆「甚」に改む。陽明本「甚」に作る。この改変は馬本に拠るなるべし。従って、いま、原本は「其」に作るものと認め、大系本「甚」に作るを、「其」に復す。

- (5) 政事要略諸本、「矧」の前、「蓋：殊者也」の四十九字略。
- (6) 大系本・集本の外、政事要略諸本、「案」に作る。管見抄・那波本・馬本・英華本「案」に作り、宋本「按」に作る。
- (7) 政事要略諸本、「至」の前、「今則：不可忍」の三十五字略。
- (8) 「大系本、黷、原作贖、拠白氏文集改」。集本・政事要略諸本「贖」に作る。白氏文集諸本「黷」に作る。誤写と認め、大系本と同じく、いま「贖」に改む。
- (9) 「大系本「怙」ニ作り、集本「祐」ニ作ル」。政事要略諸本、「祐」「怙」二様に作る。管見抄本・宋本・那波本「祐」に作り、馬本・英華本「怙」に作る。寮本・河村本・蓬左本「祐」に作り、藤波本・平松本「祐」を朱筆「怙」に改め、陽明本「怙」に作る。この改変は馬本に拠るなるべし。従って、いま原字を「祐」と認め、大系本「怙」に作るを、「祐」に復す。
- (10) 政事要略諸本、「臣」の前、「若然：而已」の四十六字略。
- (11) 政事要略諸本、「謹」の下、「案」或は「按」なき本多く、平松本・藤波本朱筆にて「按」を補入し、陽明本「按」あり。この「按」も、馬本よりの補入ならん。大系本・集本「按」に作るも同然か。管見抄本「案」に作る外は、白氏文集諸本「按」に作る。管見抄本に従い、いま、「案」を補う。
- (12) 「其」ノ下、大系本、刑、同上(白氏文集)无、恐衍)。政事要略諸本「刑」無し。但し、平松本・藤波本「其三曰」の「三」を朱筆「刑」に改む。陽明本「其刑曰」に作る。馬本に拠る改変なるべし。管見抄本・宋本・那波本・英華本「刑」なし。馬本「刑」ありて、その下「三」なし。大系本「刑」を補うも、いま、「刑」を除く。
- (13) 「大系本、「律」ニ作り、集本「法」ニ作り「律サ」ト注ス」。政事要略諸本「律」「祐」二様に作る。管見抄本・英華本「法」に作り、宋本・那波本・馬本「律」に作る。寮本・河村本・蓬左本「法」に作り、平松本・藤波本「法」を朱筆「律」に改む。陽明本「律」に作る。この改変は馬本に拠るなるべし。従って、原字を「法」と認め、大系本、「律」に作るも、いま「法」に復す。
- (14) 「陛下」の上、管見抄本、一字空格あり。政事要略諸本空格なし。
- (15) 政事要略諸本、「也」の次、百五十二字略。

(2935) (1) (2) (3)
 (四)文集^{七秩}蘇州禪院白氏文集記云。唐馮翊縣開國侯太原白居易。字樂天。有文集七秩。合六十七卷。凡三千四百八十七首。其間根源五常。枝派六義。恢王教。而弘弘道者多則多矣。然寓興放言。緣情綺語者。亦往々有之。樂天弘弟子也。

備聞聖教。深信因果。懼結來業。⁽⁴⁾ 悟知前非。故其集家藏之外。別録三本。一本實于東都聖善寺鉢塔院律庫中。⁽⁵⁾ 一本實于廬山東林寺經藏中。一本實于蘇州南禪院千仏堂中。⁽⁶⁾ 夫惟悉索弊文。歸依三藏者。其意云。何且有本願。願以今生世俗文字放言綺語之因。⁽⁷⁾ 転為将来世々讚仏乗転法輪之縁也。⁽⁸⁾ 三寶在上。実聞斯言。開成四年二月二日。樂天記。

(1) 〔大系本・集本「州」ノ下ニ、「南」アリ〕。寮本・河村本・蓬左本「南」無く、平松本・藤波本朱筆「南」を補入す。陽明本「南」あり。政事要略本文に「南」あるは、馬本に拠る補入なるべし。管見抄本「南」無く、那波本書入(蓬左文庫藏本・大垣図書館藏本等)もこれを除く。宋本・那波本・馬本「南」あり。従つて、いま、原本には「南」無しと認め、大系本にある「南」を除き、元に復す。

(2) 〔大系本、衾、原作表、拠原イ本浦本改〕。平松本・陽明本「秩」に作り、藤波本「秩」を朱筆「衾」に改む。白氏文集諸本(但し、管見抄本この部分欠)「表」に作る。那波本大垣図書館本書入「表作秩」。原字、「衾」「秩」の何れとも断じ難し。「表」は、恐らくは、「衾」或は「表」の誤写ならん。いま、大系本「衾」に作るを、「秩」に改む。

(3) 〔大系本、多、寮本集本作外〇則多、恐衍〕。政事要略諸本「則多」あり。平松本・藤波本・陽明本「則多」に朱筆「此二字無文集」と注す。馬本に拠るなるべし。宋本・那波本「多」の下、「則多」あり。馬本のみこの二字なし。二字衍に非ざるべし。

(4) 〔大系本、業、寮本陵本作葉〕。政事要略諸本中、「葉」に誤るあり。白氏文集諸本「業」に作る。

(5) 〔大系本、庫、原作庫、今從集本〕。藤波本・平松本・陽明本「庫」に作り、他は多く「坐」に作る。白氏文集諸本「庫」に作る。大系本と同じく、いま「庫」に改む。

(6) 〔大系本・集本及び政事要略諸本「中」に作る。宋本・那波本・馬本「内」に作る。蓬左文庫・大垣図書館藏那波本書入に「内作中」とあり。〕

(7) 〔大系本・集本及び政事要略諸本「放」に作る。管見抄本(同本、この篇全文を抄出せず、題及び「願以今生世俗文字：転法輪之縁也」の廿九字を選抄す)「狂」に作り、尊経閣文庫藏那波本書入に「狂本」とあり。宋本・那波本・馬本「放」に作る。管見抄本の「狂」、或いは、誤写か。但し、尊経閣本書入等にもあり。未だ、「放」と断じ得ず。〕

(8) 〔「世」、政事要略諸本、並びに管見抄本「ミ」に作り、宋本・那波本・馬本「世」に作る。大系本・集本「世」に作るも、いま「々」に改む。〕

(2072) 白氏文集策林。止獄措刑在富而教之⁽¹⁾。臣聞。仲尼之訓⁽²⁾也⁽³⁾。既⁽⁴⁾庶⁽⁵⁾矣而後富之。既富矣而後教之。管子亦云。倉稟
 實知禮節。衣食足知榮辱。然則食足財豐。而後礼教所由興也。礼行教立。而後刑罰所由措也⁽⁶⁾。蓋前事之不忘。後事之元
 龜。臣請。以前事明之。当周成康之時。天下富寿。人知耻格。故囹圄空虚四十余年。当漢文景之時。節用勸農。海内殷
 實。人々自愛⁽⁷⁾。不犯刑法。故每歲决獄。僅至四百。及我太宗之朝。勤儉化人⁽⁸⁾。用富庶⁽⁹⁾。加以德教致于升平。故一
 歲断刑。不滿三十。雖則明聖⁽¹¹⁾慎⁽¹²⁾刑。賢良恤獄之所致也。当桀紂之時。暴征讎斂⁽¹⁴⁾。万⁽¹⁵⁾姓⁽¹⁶⁾窮苦。有怨无耻。姦宄並
 興。故是時也。比屋可戮。及秦之時。厚賦以竭⁽¹⁷⁾盡⁽¹⁸⁾為寇賊。群盜滿山。赭衣塞路。故每歲断罪數至十萬⁽¹⁹⁾。雖則暴君淫刑⁽²¹⁾。
 姦吏弄法之所致也⁽²³⁾。欲端影於表。澄流於源。則在乎富其人。崇其教。開其廉耻之路。塞其冤濫之門⁽²⁴⁾。使人内樂其生外畏
 其罪。則必過犯自省。刑罰自措⁽²⁷⁾。

(1) 〔大系本、止、原作也、抛白氏文集改〕。政事要略諸本「也」に作る。白氏文集諸本「止」に作る。「也」を誤写と認め、大系
 本と同じく、いま「止」に改む。

(2) 〔大系本ニ使用ノ諸本、「在富而教之」ノ五字ヲ側注ニスルモノ、雙行注ニスルモノト兩様アリ〕。白氏文集の中、英華本、雙
 行注に作る外は、管見抄以下、側注に作る。

(3) 政事要略諸本、「臣」の前、「問成康：于篇」迄の九十字略。

(4) (5) 〔大系本、也、庶、並抛同上(白氏文集)補〕。政事要略諸本「也」「庶」の二字なく、白氏文集諸本は二字あり。脱字
 と認め、大系本と同じく、いま、二字を補う。

(6) 〔大系本、由、原作申、抛官本(圖書寮本並南葵文庫本所引官本)改〕。政事要略諸本「申」に作る。白氏文集諸本「由」に作
 る。「申」を誤写と認め、大系本と同じく「由」に改む。

(7) 〔大系本、人自、原作曰、抛白氏文集補改〕。政事要略諸本、多く「曰」に作るも、内閣學習院本「人々自愛」に改め、同、内
 閣一本も「人々自愛^{目イ}」に作る。白氏文集諸本「人自」に作る。いま、大系本と同じく、「曰」を「人自」に改補す。

(8) 〔集本、僅、原作漢、校注施僅^サ〕〔大系本、「僅」ニ改ム〕。政事要略諸本「漢」に作る。白氏文集諸本「僅」に作る。誤写と

認め、いま大系本と同じく、「僅」に改む。

(9) 「大系本、儉化、原作給他、抛集本改」。政事要略諸本、多く「給他」に作る。内閣一本、「儉化」に作る。白氏文集諸本「儉化」に作る。誤写と認め、大系本と同じく、いま、「給他」を「儉化」に改む。

(10) 「大系本、人、抛集本補」。政事要略金沢本「ミ」の個所、虫損か。諸本虫損を摸す。内閣学習院本「ミ」に作る。藤波本・平松本・陽明本・穂久邇本・寮一本虫損を摸し「ミ」らしき痕跡を留む。管見抄本「ミ」に、宋本・那波本・馬本「人」に作る。いま、管見抄本その他に抛り、大系本・集本の「人」を「ミ」に改めて、これを補う。

(11) 「大系本、「雖」ニ作ル」。政事要略諸本「雖」に作る。管見抄本「維」に作り、蓬左本校注に「惟」あり。宋本・那波本・馬本・英華本「雖」に作る。「維」は誤写か。

(12) 「大系本、慎、抛白氏文集補」。政事要略諸本「慎」なし。白氏文集諸本、「聖」の下、「慎」あり。脱字と認め、大系本・集本と同じく、いま、「慎」を補う。

(13) 「大系本、然云々、抛白氏文集補」。「也」の次、白氏文集諸本十五字あり。政事要略諸本なし。省略か脱字か明ならず。大系本、本文中、() 内に補う。集本は補入。いま、ここに移す。白氏文集諸本々々に異同なし。

「然亦由天下之人生厚德正而寡過也」

(14) 「大系本、饑斂、原儼殺、抛集本改」。政事要略諸本、「饑斂」或は「儼殺」に作る。白氏文集諸本「饑斂」に作る。誤写と認め、大系本と同じく、いま「饑斂」に改む。

(15) 「大系本、姓、抛集本補」。政事要略諸本「姓」なし。内閣一本にはあり。白氏文集諸本、「姓」あり。脱字と認め、大系本と同じく、いま「姓」を補う。

(16) 政事要略諸本「姦」に作る。管見抄本・麗本・英華本「姦」に、宋本・那波本「奸」に、馬本「奸」に作る。

(17) 「大系本、人云々、抛集本補」。政事要略諸本には無く、白氏文集諸本、「竭」の次、十二字あり。大系本、本文中に補うも、いま、ここに移す。白氏文集諸本々々に異同なし。「人財。遠役以殫人力。力殫財竭。」

(18) 政事要略諸本、「竊」「竊」二様に作る。内閣学習院本「竊」に作り、「竊イ」と注し、寮一本・穂久邇本「竊」を青筆「竊」に改む。白氏文集諸本「寇」に作る。大系本「竊」に、集本「竊」に作る。いま、白氏文集本文に従い「寇」(竊は俗字)に従う。

(19) 集本・政事要略諸本「萬」に作る。白氏文集諸本「万」に作る。大系本「万」に作るを、いま、「萬」に改む。

(20) 政事要略諸本「雖」に作る。〔集本、作難〕雖歟管見抄本「維」(那波本書入書院部蔵本・横山重氏蔵本・蓬左文庫本に「一作惟」あり)に作り、宋本・那波本・馬本「雖」に作る。「維」は誤写か。

(21) 〔大系本、刑、原作乱、拠白氏文集改〕。政事要略諸本「乱」に作る。白氏文集諸本「刑」に作る。いま「刑」に改む。

(22) 〔大系本、姦吏、原作吏姦、拠紅本(内閣文庫蔵江葉山本)官本改〕。政事要略諸本「吏姦」に作る。白氏文集諸本「姦吏」に作る。顛倒と認め、大系本と同じく、いま「姦吏」に改む。

(23) 〔大系本、然云々、拠白氏文集補〕。「也」の次、政事要略諸本無く、白氏文集諸本二百二十六字あり。大系本、本文中にこれを補う。脱文には非ざるべし。(政事要略金沢文庫旧蔵卷六十は、一紙二十二行、毎行十七乃至十八字であるので、十七字として三百六十四字となる。この巻の金沢文庫本もこれと同じとすれば、二百二十六字を一紙欠脱したものは見做し難い。)いま、参考のため、こゝに移し載す。大系本は、この補入文に限り、那波本々文を使用す。いまは、原文により近い管見抄本々文に拠り補う。大系本々文は行間校注に示す。

〔然亦由天下之人貧困。思邪而多罪也。由是觀之。刑之繁省繫於罪之衆寡也。教之興廢繫於人之貧富也。聖王不患刑之繁。而患罪之衆。不患教之廢而患人之貧。故人苟富則教斯興矣。罪苟寡則刑斯省矣。是以財產不均。貧富相併。雖堯舜為主。不能息忿争而省刑獄也。衣食不充。凍餒並至。雖咎陶為士。不能止姦宄而去盜賊也。若失之於本。求之於末。雖聖賢並出。臣竊以為難矣。至若察小大之獄審輕重之刑。定加減於科条。得情偽於声色。此有司平刑之要也。非王者恤刑之德也。至若尽欽恤之道竭哀矜之誠。使生者不怨。死者不恨。此王者恤刑之法也。非聖人措刑之道也。必〕

(24) 〔大系本、寃、原作窮、拠同上(白氏文集)改〕。政事要略諸本「窮」に作る。白氏文集諸本「寃」に作る。誤字と認め、大系本と同じく、いま「寃」に改む。

(25) 〔大系本、「門」ニ改ム〕。集本・政事要略諸本「内」に作る。白氏文集諸本「門」に作る。誤写と認め、いま「門」に改む。

(26) 〔大系本、犯、同上(白氏文集)无、当衍〕。「必」の下、政事要略諸本「犯」あり。内閣一本・同学院本、共に「犯」なし。白氏文集諸本、「必」の下、「犯」なし。衍字と認め、大系本と同じく、いまこの一字を除く。

(27) 〔大系本、措、原作横、拠同上(白氏文集)改〕。政事要略諸本「横」「權」「擅」等に誤る。内閣一本「措」に作る。白氏文集諸本「措」に作る。大系本と同じく、いま、「措」に改む。

『政事要略』所引の白氏文集について

「措」の次、文尾まで、政事要略諸本無く、白氏文集「斯所謂……」以下、三十五字あり。「大系本」、「斯云々、拗同上（白氏文集補）」と注し、本文中にこれを補う。いま、こゝに移す。白氏文集諸本々々に異同無し。

「斯所謂致群心於有恥。立大制於不嚴。古者有尽衣冠。異章服而人不犯者。由此道素行也。」

(208)
(209)
白氏文集判

得乙与丁。俱应拔萃。乙则趁时以求名。丁则勤学而待命。(1) 二人互相非。(2)(3) 未知孰是。

立己徇名。则由進取。修身俟命。寧在躁求。(4) 知乎雖不失時。仁者豈宜弃本。属科懸拔萃。才選出群。勤苦修詞。(5) 乙不能也。吹嘘附勢。丁亦耻之。躁静既殊。性習遂遠。各從所好。尔由徑而方行。(6) 難強不能。吾捨道而奚適。觀得失之路。或似由人。推通塞之門。誠応在命。所宜勵志。焉用趁時。若弃以葑菲。(7) 失則自求諸己。儻中其正鵠。得亦不愧於人。無尚苟求。(8)(9) 蓋嘉自致。

(1) 「大系本、而、集本及白氏文集作以」。政事要略諸本「而」に作る。管見抄本、英華本「而」に作り、宋本・那波本・馬本「以」に作る。

(2) 「二人」、政事要略諸本の外、管見抄本・英華本、及び那波本書入に、二字あり。宋本・那波本・馬本なし。

(3) 「互」ノ下、「大系本、有、拗同上（白氏文集）補」トアリ。政事要略諸本、「互」の下「有」なし。管見抄本・英華本「有」なし（那波本書入書陵部本・横山本・蓬左文庫本等「有異本无之」とあり）。宋本・那波本・馬本「有」あり。いま、大系本の、本文に補う「有」を除き、元に復す。

(4) 「大系本、智、原作知、拗白氏文集改」。政事要略諸本及び管見抄本「知」に作り、宋本・那波本・馬本・英華本「智」に作る。いま、大系本の、「智」に改めたるを、「知」に復す。

(5) 「大系本、集本及白氏文集作辞」。政事要略諸本及び、管見抄本・英華本「詞」に作り、宋本・那波本・馬本「辞」に作る。

(6) 「大系本、難、原作雖、拗白氏文集改」。政事要略諸本「雖」に作る。白氏文集諸本「難」に作る。誤写と認め、大系本と同じく、いま「難」に改む。

(7) 「大系本、葑菲、集本及白氏文集作菲葑」。政事要略諸本及び管見抄本「以葑菲」に作り、英華本「其葑菲」に作る。宋本・

那波本・馬本「以非葑」に作る。

(8) 「大系本、盡、原作盡、拋集本及白氏文集改」。政事要略諸本「盡」に作り、文尾に「本作盡」と注を施す。白氏文集諸本「盡」に作る。大系本と同じく、いま、「盡」に改む。

(9) 「大系本、嘉、陵本作喜」。政事要略諸本のうち、「喜」に誤るもの数本あり。白氏文集諸本「嘉」に作る。

以上、『政事要略』所引の白氏文集について、先ず、わが国に於ける白氏文集受容史上の一資料として、これに考察を加え、これにより、白氏文集の影響範囲の広さが、一層具体的になった。次で、その本文の系統に及び、更に、白氏文集本文校勘の立場からこれを検討し、これにより、十一世紀初頭に存した良質の白氏文集本文を、共有することが出来るようになった。国史大系本の本文に若干の改補を加えたものがそれである。

最後に、受容史の立場から一言付け加える。『政事要略』に白氏文集の「策林」や「判」が引かれることは、平安時代に、明法家の間に、これらの諸篇が、実務上の必要や、明法家の理想を示すものとして尊重されていた事を確実に示すが、それにつけても、これとの比較上、直ちに引合いに出されるのが、前述『管見抄』である。

この本については、既に別の稿で触れた通り、鎌倉幕府関係者と思われる撰者が、白氏文集全巻から適宜詩文を抄出したものであり、その中には、政治関係の文も多く含まれ、特に「策林」「判」などが全篇抄出されている点は、平安朝以来の、これ迄の白氏文集に対する態度とは異なるものがあり、従来、筆者なども、この点に関して、鎌倉時代の、道理を尊重し、政治的実務に熱心な一般的傾向との関連から説明しようとして試みた。

然しながら、この『政事要略』所引の白氏文集諸篇からみれば、『管見抄』にみられる「策林」「判」などの重視は、特に鎌倉時代の新しい傾向を示すものとみるよりは、平安時代以来、一部特殊な専門分野に限られていたとはいえ、既に早くから注目され、実際的にも、その意義が認められていたことが明かになった。

つまり、主として、白氏文集受容史関連史料の蒐集上の不備が、一種の臆説を生ぜしめたといえよう。この欠を補う為には、平安・鎌倉時代の法制史料等を中心にして、更に、徹底的に博搜するという、基礎的調査が必要である。

平安時代以来、中国人による詩文集のうち、白氏文集程、広い分野に影響を及ぼした例は稀である。その受容の実態を、各分野毎に、過不足なく明にするためには、更に、関係資料の蒐集に努めると共に、関連諸分野間の学問的協力の必要性が、改めて痛感されるのである。

註

- (1) この本については内閣文庫蔵和学講談所書籍目録二(嘉永年間頃編纂)に「管見抄粘葉本永仁三年写とみえる。同文庫福井保氏の示教に拠れば、その後永く、白氏文集選抄本であることに気づかざるまゝに忘失され、長沢規矩也氏や福井氏により、再発見されたのは昭和二十九年暮頃である由であり、その後、同文庫図書分類目録(下)に、改めて、著録された。内閣文庫蔵那波本(塙家旧蔵本)、同慶応義塾図書館蔵本(新見正路書入本)に、この管見抄が校合に使用されている。
- (2) 拙稿「内閣文庫蔵管見抄について」(「斯道文庫論集」第九輯)、同「内閣文庫所蔵管見抄と「越抄」について」(「金沢文庫研究」一八一—一一)参照。

本文に挙げた『政事要略』鈔本の閲覧・調査に関しては、所蔵者各位に種々御高配を賜わった。平岡武夫・利光三津夫両氏には示教を辱くした。各位に対し、深甚なる謝意を表する。

〔補註〕(1) 『元氏長慶集』卷二二「酬樂天餘思不尽加為六韻之作」にみえる「白樸」の注文「樂天於翰林中書。取書詔批答

詞等。撰為程式。禁中号曰白樸。每有新入学士來訪宝重過於六典也」に、白氏のこの面の活躍が窺える。『宋史藝文志』卷八に「白氏制朴」一卷あり。

(2) 白氏文集卷五十一首篇「後序」の一節に、「前三年元微之為予編次文集而叙之。凡五帙每帙十卷。記長慶二年冬。号白氏長慶集」とあり、長慶集五十卷が五帙に収められたことが知られる。